

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

項目	部-	事務内容	仕分け			備考
			根拠法令	権限移譲	窓口委託	
事業活動の規制に関する事務						
- 1 事業活動の許可等に関する事務						
建設業等	土1	建設業許可申請等に関する受理、審査、進達、通知 (約14,000業者、5年更新)	建設業法 5条、11条、12条			
	土2	経営事項審査申請に関する受理、審査、進達 (公共工事への参加業者:約4,500業者、有効期間は決算日から1年7か月)	建設業法 27条の23			
	土3	入札参加資格審査申請等に関する受理、審査、進達 (県の競争入札等参加業者:約4,000業者、隔年受付)	地方自治法 234条			
	土4	浄化槽工事業者の登録申請に関する受理、審査、進達、通知 (土木工事、建築工事、管工事の許可を持っていない業者:約1,000業者)	浄化槽法 22条、33条			
	土5	解体工事業者の登録申請に関する受理、審査、進達、通知 (土木工事、建築工事、とび・土工工事の許可を持っていない業者:約100業者)	リサイクル法 22条			
	土6	宅地建物取引業免許申請、変更届に関する受付、審査、進達 宅地建物取引主任者の登録、審査、進達等 (約3,000業者、5年更新)	宅地建物取引業法 3条、9条、10条、19条、19条の2、20条、72条			
採石	土7	災害防止緊急措置命令、廃止者災害防止命令、指導・助言、報告書徴収、立入検査等	採石法 33条の13、33条の17、34条の6、42条			従来、1万㎡以上の採取計画の認可は本庁権限、1万㎡未満は地域事務所権限。
	土8	採取計画の認可(認可、変更認可、変更届受理、条件設定、変更命令、休止・廃止届受理、取消し、停止命令、聴聞)	採石法 33条、33条の5第1項、33条の5第2項、33条の7、33条の9、33条の10、33条の12、34条の4第1項			
	土9	採取計画の認可(積立計画変更承認、保証人変更届受理)	採石業の適性の実施の確保に関する条例 12条、13条			
砂利採取	土10	採取計画の認可	砂利採取法 16条			河川管理者に係るものを除く。従来、陸砂利採取計画の認可は本庁権限。
	土11	採取計画の変更認可	砂利採取法 20条第1項			
	土12	採取計画等の変更に係る届出の受理	砂利採取法 20条第2・3項			
	土13	採取計画の変更の命令	砂利採取法 22条			
	土14	災害防止のための緊急措置命令等	砂利採取法 23条			
	土15	砂利採取の廃止届の受理	砂利採取法 24条			
	土16	採取計画の認可の取消し又は砂利採取の停止命令及び当該処分に係る聴聞	砂利採取法 20条、38条			

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

項目	部-	事務内容	仕分け			備考
			権限移譲	窓口委託	県実施	
		根拠法令				
	土17	採取計画の認可の条件の設定	砂利採取法 31条			
	土18	報告の徴収	砂利採取法 33条			
	土19	立入検査	砂利採取法 34条2項			
	土20	砂利採取業者に対する指導等	砂利採取法 41条第1項			
都市の整備に関する事務						
- 1 都市行政に関する事務						
都市計画	土21	県の定める都市計画面の作成	都市計画法			
	土22	市町村の都市計画等に対する助言	都市計画法			
	土23	都市計画決定、変更のための他人の土地への立入り等	都市計画法 25条1項			
	土24	上記立入りにおける障害物の伐除、試掘等	都市計画法 26条1項			
	土25	市町村が行う都市計画事業の認可	都市計画法 59条、60条、63条			
開発行為等の規制	土26	開発行為の許可	都市計画法 29条			建築確認とセット。 開発審査会は、当面、県の審査会を活用。
	土27	開発許可に係る建築等の制限	都市計画法 42条、43条			
	土28	市街地開発事業等予定区域内の建築等の制限	都市計画法 52条の2第1項			
	土29	都市計画施設の区域、市街地再開発事業の施行区域内における建築許可	都市計画法 53条1項			
	土30	施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における建築等の制限	都市計画法 57条の3第1項			
	土31	開発行為の許可申請者、工事施行者に対する、資力、信用等を証する書類提出の求め	都市計画法施行細則 5条			
風致地区	土32	風致地区内における建築物の新築、宅地造成、水面埋立、木竹伐採、土石採取等の許可	風致地区内における建築等の規制に関する条例2条1項			10ha未満の風致地区の建築規制等は、既に法で移譲済。10ha以上も移譲。
	土33	上記許可の取消し等	風致地区内における建築等の規制に関する条例5条1項			
	土34	上記許可の取消し等に係る立入検査	風致地区内における建築等の規制に関する条例4条1項			

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

項目	部-	事務内容	仕分け			備考
			根拠法令	権限移譲	窓口委託	
	土35	上記許可に係る行為を中止した者からの届出受理	風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則4条			
宅地造成等の規制	土36	住宅地造成事業規制区域内において行われる住宅地造成事業の認可	旧住宅地造成事業に関する法律4条			建築確認とセット。本庁権限である1ha以上の宅造行為の許認可も移譲。
	土37	住宅地造成事業規制区域内において行われる住宅地造成事業の認可	旧住宅地造成事業に関する法律施行細則6条			
	土38	宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事の許認可	宅地造成等規制法8条			
	土39	工事着手届の受理, 工事計画の軽易な変更等	宅地造成等規制法施行細則3条			
	土40	住宅改良地区内における建築行為の制限等	住宅地区改良法			
	土41	土地区画整理事業施工地区内の建築行為等の制限	土地区画整理法76条			
土地区画整理事業	土42	土地区画整理事業を施行する個人及び土地区画整理組合の事業計画等の認可	土地区画整理法4条, 14条			
	土43	上記事業計画等の変更認可	土地区画整理法10条, 39条			
	土44	換地計画の認可	土地区画整理法86条			
	土45	市街地再開発事業を行う個人施行者の認可, 組合の設立認可, 事業計画の変更等	都市再開発法7条, 11条, 38条, 58条			
市街地再開発事業	土46	施行者が定める権利変換計画の認可	都市再開発法72条			
	土47	個人施行者及び組合の事業の代行	都市再開発法112条, 113条, 114条, 115条, 116条, 117条, 118条			
	土48	違反広告物の除却(はり紙)	屋外広告物法7条3項			国県道の占用に係るものを除き特例条例で移譲済。道路管理権限と切り離して全て移譲。
土49	違反広告物の除却(はり札, 立看板)	屋外広告物法7条4項				
土50	広告物の表示・設置の新規許可	広島県屋外広告物条例2条1項				
土51	広告物の表示・設置の更新許可	広島県屋外広告物条例2条2項				
土52	広告物の表示・設置の変更許可	広島県屋外広告物条例14条1項				
土53	広告物設置者からの報告, 資料提出要求, 広告物等の調査	広島県屋外広告物条例12条46				

項目	部-	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
	土54	管理者変更届の受理	広島県屋外広告物条例 15条				
	土55	除却届の受理	広島県屋外広告物条例 16条2項				
	土56	許可の取消し, 広告物除却命令等	広島県屋外広告物条例 17条				
	土57	違反広告物の除却命令等	広島県屋外広告物条例 18条				
	土58	広告物除却の略式代執行	広島県屋外広告物条例 19条				
農住組合	土59	[本庁事務] 農住組合の設立認可等	農住組合法 67条1項, 71条2・5 項, 72条2項, 81条, 82条, 83条1・2項, 84 条, 85条1・2項				第一次権限移譲計画に記載されている事務
都市緑地保全	土60	[本庁事務] 緑地保全区域内における建築行為の許可等	都市緑地保全法 5条1・3・4・5・6・ 7・8項, 6条1・2項, 7 条1項, 11条1・2項				第一次権限移譲計画に記載されている事務
- 2 建築行政に関する事務							
建築確認	土61	建築物の建築等に関する申請及び確認	建築基準法 6条1項				小規模な市町の中で、建築主事を設置することが困難なところについては県実施等。
	土62	指定確認検査機関が建築確認を行ったときの報告受付	建築基準法 6条の2第3項				
	土63	指定確認検査機関の建築確認が不適切な場合の通知	建築基準法 6条の2第4項				
	土64	建築物に関する完了検査	建築基準法 7条4項・5項				
	土65	指定確認検査機関からの完了検査結果の報告受付	建築基準法 7条の2第6項				
	土66	建築物に関する中間検査	建築基準法 7条の3第4項・5項				
	土67	指定確認検査機関からの中間検査引受の報告・検査結果報告受付	建築基準法 7条の4第2項・6項				
	土68	検査済証の交付を受けるまでの建築物の仮使用の承認	建築基準法 7条の6第1項				
	土69	違反建築物に対する施工停止・除却・使用禁止の命令等	建築基準法 9条1・2・3・7・8・ 9・10・11・13項				
	土70	指定特殊建築物に係る、敷地、構造、建築設備の定期報告の受領	建築基準法 12条1項				

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

項 目	部-	事 務 内 容	仕 分 け			備 考
			権 限 移 譲	窓 口 委 託	県 実 施	
		根拠法令				
	土71	指定建築設備に係る定期報告の受領	建築基準法 12条2項			
	土72	建築物の敷地，構造，建築設備等の台帳整備	建築基準法 12条5項			
	土73	建築物の建築，除却の届出受理等	建築基準法 15条1項・3項			
	土74	国，都道府県，建築主事を置く市町村の建築物に対する確認	建築基準法 18条3項			
	土75	国，都道府県，建築主事を置く市町村の建築物に対する完了検査，中間検査	建築基準法 18条6項・7項・9項・ 10項			
	土76	国，都道府県，建築主事を置く市町村の建築物に対する仮使用の承認	建築基準法 18条13項			
	土77	国，都道府県，建築主事を置く市町村の建築物に対する必要な措置要請	建築基準法 18条14項			
	土78	都市計画区域等における道路の指定	建築基準法 42条 1 項4号			
	土79	都市計画区域等における道路位置の指定	建築基準法 42条5項			
	土80	私道の変更又は廃止の制限	建築基準法 45条1項			
	土81	指定確認検査機関からの照会に対する回答・指示	建築基準法 77条の32第1項・2項			
	土82	仮設建築物に対する制限の緩和	建築基準法 85条3項・4項			
	土83	一定の複数建築物に対する制限の特例認定	建築基準法 86条1項・2項			
	土84	公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	建築基準法 86条の2第1項			
	土85	一定の複数建築物の認定の取消し	建築基準法 86条の5第2項			
	土86	用途の変更に対する確認・完了届の受理	建築基準法 87条1項			
	土87	建築設備の確認・検査	建築基準法 87条の2			
	土88	工作物の確認・検査（遊技施設を除く）	建築基準法 88条1項・2項			
	土89	工事中の特殊建築物に対する措置命令・命令の取消し	建築基準法 90条の2第1項・2項			

項 目	部-	事 務 内 容	根拠法令	仕 分 け			備 考
				権 限 移 譲	窓 口 委 託	県 実 施	
	土90	工事中における安全上の措置等に関する計画の届出受付	建築基準法 90条の3				
	土91	許可又は確認に関する消防長の同意請求及び確認済通知	建築基準法 93条1項・4項				
	土92	書類の閲覧	建築基準法 93条の2				
	土93	防火壁の設置を要しない建築物認定	建築基準法施行令 115条1項4号				
	土94	前面道路とみなす道路認定	建築基準法施行令 131条の2第2項				
	土95	道路位置指定公告・通知	建築基準法施行規則 10条				
	土96	災害危険区域内の建築認定	広島県建築基準法施行 条例4条				
	土97	がけ付近の建築物の建築認定	広島県建築基準法施行 条例4条2項4号				
	土98	特殊建築物等の敷地と道路との関係の建築認定	広島県建築基準法施行 条例13条1項, 14条1 項, 15条1項				
	土99	自動車車庫等の出入口と道路との関係の建築認定	広島県建築基準法施行 条例18条2項1号				
	土100	既存建築物に対する適用緩和の認定	広島県建築基準法施行 条例20条				
	土101	工事監理者の決定又は変更の届出の受付	広島県建築基準法施行 細則6条				
	土102	工事監理状況報告書の受付	広島県建築基準法施行 細則7条				
	土103	道路位置指定の変更又は廃止及び公告並びに当該申請書の副本の交付	広島県建築基準法施行 細則14条1項・3項				
	土104	制限緩和に係る不適合既存建築物等の届出の受付	広島県建築基準法施行 細則30条				
	土105	申請書の取下げの届出の受付（知事に提出された申請書に係るものを除く）	広島県建築基準法施行 細則31条				
	土106	建築主等の氏名又は住所の変更の届出の受付（知事が許可, 認定又は承認したものに係るものを除く）	広島県建築基準法施行 細則32条1項・3項				
	土107	建築物等の計画の変更の届出の受付（知事が許可, 認定又は承認したものに係るものを除く）	広島県建築基準法施行 細則33条1項				
	土108	工事の取りやめの届出の受付（知事が許可, 認定又は承認したものに係るものを除く）	広島県建築基準法施行 細則34条				

項目	部-	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
浄化槽法	土109	浄化槽設置等の届出受理, 変更命令等 (特定行政庁として)	浄化槽法 5条1項・3項・4項				建築確認とセット。
住宅金融公庫法	土110	資金の貸付に係る住宅の工事審査	住宅金融公庫法 17条 1 項				建築確認とセット。
	土111	資金の貸付に係る幼稚園等又は関連利便施設の工事審査	住宅金融公庫法 17条 2 項				
	土112	宅地造成工事審査	住宅金融公庫法 17条 4 項				
	土113	資金の貸付に係る住宅改良の工事審査	住宅金融公庫法 17条 5 項				
	土114	資金の貸付に係る災害復興住宅の工事審査	住宅金融公庫法 17条 6 項				
	土115	資金の貸付に係る地すべり等関連住宅の工事審査	住宅金融公庫法 17条 7 項				
	土116	資金の貸付に係る宅地防災工事の審査	住宅金融公庫法 17条 8 項				
	土117	資金の貸付に係る合理的土地利用耐火建築物等の工事審査	住宅金融公庫法 17条 1 0 項				
	土118	資金の貸付に係る産業労働者住宅の工事審査	産業労働者住宅金融通 法7条				
建設工事に係る資材の再資源化等	土119	届出の審査, 助言, 勧告, 命令	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律10条1・2・3項, 11条, 14条, 15条, 18条2項, 19条, 20条, 42条1・2項, 43条1項				建築確認とセット。
建築士の指導等	土120	建築士に関連した一般的な指導及び処分に係る事情聴取及び本庁への報告					建築確認とセット。
優良住宅の認定	土121	優良住宅の申請受理, 審査, 認定	租税特別措置法 28条の4, 31条の2, 62条の3, 63条, 68条の69				建築確認とセット。
優良宅地造成の認定	土122	優良宅地造成の認定に係る証明及び証明書の交付	優良宅地造成認定事務に関する規則7条2項, 10条2項, 12条2項				租税特別措置法に基づく事務は, 特例条例で広島市, 呉市及び福山市へ移譲済。
	土123	優良宅地造成の認定	租税特別措置法 28条の4				
地域の生活基盤に関する事務							
国有財産の管理及び処分	土124	・ 国有財産法の規定による行政財産の用途廃止等 ・ 土地改良法の規定による地区編入の承認 ・ 道路法の規定による交換の同意	国有財産法9条3項				
補助金交付	土125	補助金交付申請書の審査・受理 状況報告書の審査・受理 実績報告書の審査・受理 補助金交付請求書の審査・受理 補助金の支出等	準用河川制度の改正についてS47.9.7河川局長通達				

項目	部-	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
	±126	市町村の国庫補助事業に係る報告の徴収、立入検査に関する事	委任規定第1条				
	±127	補助金等の実績報告に対する確認・指導及び補助事業の適正な執行を目的とした指導					
	±128	補助事業等の完了について(補助事業実務必携)	通知				
	±129	公共下水道国庫補助金交付申請,事務費の使途協議等の指導に関する事	適化法5				
	±130	公共下水道過疎代行事業	過疎法15				
	±131	急傾斜地崩壊対策事業補助金に係る補助金事務に関する事(申請の受理・審査,交付決定・通知,実績報告の受理・審査・検査,確定・通知)	急傾斜地崩壊対策事業補助金交付規則				
	±132	都市小河川改修事業補助金に係る補助金交付申請書の審査・受理 状況報告書の審査・受理 実績報告書の審査・受理 補助金交付請求書の審査・受理 補助金の支出等	広島県都市小河川改修事業補助金交付要綱 広島県河川環境整備事業補助金交付要綱				
	±133	市町村道整備事業費補助金に係る広島県補助金等交付規則に関する事					
	±134	中国横断自動車道尾道松江線地方協力補助金に係る広島県補助金等交付規則に関する事					
	±135	中山間地域下水道整備促進費補助事業補助金に係る広島県補助金等交付規則に関する事	委任規則7-4-87				
	±136	清算金及び仮清算金の徴収又は交付に関する事	委任規則7 69				
	±137	広島平和記念都市建設事業西部復興土地区画整理事業に伴う事業用地及び保留予定地で処分稟議を経たものの売買契約に関する事	委任規則7 70				
	±138	処分した事業用地及び保留地の登記の嘱託に関する事	委任規則7 71				
- 4 海面,水面の管理に関する事務							
公有水面埋立	±139	他人の土地に対する立入又は一時使用の許可(申請受理・現地確認・審査・許可等)(海面を除く)	公有水面埋立法14条				港湾区域については,港湾管理者が県から市・町に変更になる場合は,新しい港湾管理者である市・町へ権限移譲となる(港湾法第58条第2項)。
	±140	しゅん功認可に係る検査(海面を除く)	公有水面埋立法22条				
	±141	しゅん功認可の告示の日前の工事用以外の工作物の設置許可(申請受理・現地確認・審査・許可等)(海面を除く)	公有水面埋立法23条				
	±142	工事施行区域内にある物件の除却命令(海面を除く)	公有水面埋立法31条				

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

項目	部-	事務内容	仕分け			備考
			根拠法令	権限移譲	窓口委託	
	±143	しゅん功認可に係る検査 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 22条			
	±144	しゅん功認可の告示の日前の埋立地使用 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 23条			
	±145	埋立地の処分の制限に係る登記の囑託 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 27条			
	±146	埋立地に関する権利承継届出書の受理 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 29条			
	±147	工事施行区域内にある物件の除却命令 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 31条			
	±148	埋立地に関する権利の譲渡又は設定の許可 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 27条1項			
	±149	埋立地に関する処分制限の解除 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 27条1項			
	±150	埋立地に関する権利の譲渡又は設定の許可 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 30条			
	±151	埋立地に関する処分制限の解除 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 30条			
	±152	土地の立入り、一時使用の許可、竣工認可検査、工作物の設置許可等 (海面に限る)	公有水面埋立法 14条, 22条, 23条, 27条, 31条			
	±153	土地の立入り、一時使用の許可、竣工認可検査、工作物の設置許可等 (海面に限る)	改正前公有水面埋立法 14条, 22条, 23条, 27条, 29条, 30条, 31条 改正前公有水面埋立法 施行令7条			
一般海域	±154	海域の占用許可(申請書受理 審査・確認 進達 許可書受理 許可書通知)	広島県の管理に関する 条例3条			市町界付近の案件は県と協議の上、管轄自治体を決めて処理。
	±155	使用者、工事等の届出(届出受理 審査・確認)	広島県の管理に関する 条例施行規則3条			
プレジャーボート係留保管	±156	プレジャーボート所有者等の届出受理	広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する 条例7条			河川管理権限, 港湾管理権限と切り離して移譲。 本庁権限である重点放置禁止区域指定, 暫定係留区域指定の権限も移譲(重点放置規制区域指定にあたり県の同意は必要)。
	±157	届出済証の交付	広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する 条例8条			
	±158	所有者の届出、重点放置禁止区域内の放置に対する指導に関する事	広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する 条例7条			
	±159	重点放置禁止区域の標識・看板の設置に関する事	広島県プレジャーボートの係留保管に関する 条例施行規則5条			
港湾振興	±160	福山港における土地分譲	公有財産管理規則 7条, 41条			
	±161	福山港におけるボートセールス	52			

項 目	部-	事 務 内 容	根拠法令	仕 分 け			備 考
				権 限 移 譲	窓 口 委 託	県 実 施	
管理運営方法を検討するもの							
施設管理に関する事務							
県営住宅の 管理	±162	入居者の収入確認	公営住宅法34条				指定管理者制度を活用。行政決定権限は県実施。
	±163	入居手続、入居者決定等	広島県県営住宅設置及び管理条例9条, 12条他				
	±164	入居手続、入居者決定等	広島県県営住宅管理規則3条他				
	±165	住宅敷地の使用	県営住宅敷地内自動車保管に関する取扱要領5条				
	±166	県営住宅用地の使用許可	行政財産使用規則3条				
	±167	建替, 用途廃止及び住戸改善事業の損失補償	委任規則7 80				
都市公園の 管理	±168	公園施設の設置又は管理の許可申請に関する こと (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 5条2項				指定管理者制度を活用。行政決定権限は県実施。
	±169	占用許可, 変更の申請に関する こと (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 6条1項・3項				
	±170	原状回復等の指示に関する こと (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 10条2項				
	±171	法律違反者等に対する監督処分に関する こと (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 11条1項				
	±172	許可を受けた者に対する監督処分に関する こと (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 11条2項				
	±173	略式代執行に関する こと (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 11条3項				
	±174	監督処分に伴う損失の補償に関する こと (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 12条1項				
	±175	公園施設の設置又は管理の許可申請に関する こと (広島県立みよし公園)	都市公園法 5条2項				
	±176	占用許可, 変更の申請に関する こと (広島県立みよし公園)	都市公園法 6条1項・3項				
	±177	原状回復等の指示に関する こと (広島県立みよし公園)	都市公園法 10条2項				
	±178	法律違反者等に対する監督処分に関する こと (広島県立みよし公園)	都市公園法 11条1項				
	±179	許可を受けた者に対する監督処分に関する こと (広島県立みよし公園)	都市公園法 11条2項 53				

項 目	部-	事 務 内 容	仕 分 け			備 考
			権 限 移 譲	窓 口 委 託	県 実 施	
		根拠法令				
±180		略式代執行に関する事 （広島県立みよし公園）	都市公園法 11条3項			
±181		監督処分に伴う損失の補償に関する事 （広島県立みよし公園）	都市公園法 12条1項			
±182		行為の許可，変更の許可申請に関する事 （広島県立みよし公園）	広島県都市公園条例 2条1項			
±183		条例違反者等に対する処分，措置命令に關 すること （広島県立みよし公園）	広島県都市公園条例 7条1項			
±184		許可を受けた者に対する処分，措置命令に關 すること （広島県立みよし公園）	広島県都市公園条例 7条2項			
±185		使用料の徴収に関する事（有料公園施設， 設備） （広島県立みよし公園）	広島県都市公園条例 8条1項			
±186		土地等の使用料の徴収に関する事 （広島県立みよし公園）	広島県都市公園条例 9条1項			
±187		使用料の減免申請に関する事（減免処分を 除く） （広島県立みよし公園）	広島県都市公園条例 10条			
±188		使用料還付に関する事 （広島県立みよし公園）	広島県都市公園条例 11条			
±189		行為の許可，変更の申請に関する事 （広島県立びんご運動公園）	広島県都市公園条例 2条1項			
±190		条例違反者等に対する処分，措置命令に關 すること （広島県立びんご運動公園）	広島県都市公園条例 7条1項			
±191		許可を受けた者に対する処分，措置命令に關 すること （広島県立びんご運動公園）	広島県都市公園条例 7条2項			
±192		利用料金の徴収に関する事（有料公園施 設，設備） （広島県立びんご運動公園）	広島県都市公園条例 8条1項			
±193		土地等の使用料の徴収に関する事 （広島県立びんご運動公園）	広島県都市公園条例 9条1項			
±194		使用料等の減免申請に関する事（減免処分 を除く） （広島県立びんご運動公園）	広島県都市公園条例 10条			
±195		使用料等還付に関する事 （広島県立びんご運動公園）	広島県都市公園条例 11条			
±196		利用料金の額の承認に関する事 （広島県立びんご運動公園）	広島県都市公園条例 14条2項			
±197		土地等の使用料の徴収方法に係る分納又は後 納に関する事 （広島県立びんご運動公園）	広島県都市公園条例施 行規則9条3項			
±198		土地等の使用料の徴収方法に係る分納又は後 納に関する事 （広島県立みよし公園）	広島県都市公園条例施 行規則9条3項 54			

項目	部-	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
	土199	利用期間等の変更に関する事 (広島県立びんご運動公園)	広島県立びんご運動公園管理運営規則3条2項				
	土200	有料公園施設等の利用の許可申請に関する事 (広島県立びんご運動公園)	広島県立びんご運動公園管理運営規則4条1項				
	土201	利用許可の取消し又は利用の制限に関する事 (広島県立びんご運動公園)	広島県立びんご運動公園管理運営規則10条				
	土202	入園拒否に関する事 (広島県立びんご運動公園)	広島県立びんご運動公園管理運営規則13条1項				
	土203	退去命令に関する事 (広島県立びんご運動公園)	広島県立びんご運動公園管理運営規則13条2項				
	土204	損害賠償に関する事 (広島県立びんご運動公園)	広島県立びんご運動公園管理運営規則14条1項				
	土205	公開日及び公開時間の変更に関する事 (広島県立みよし公園)	広島県立みよし公園管理運営規則3条2項				
	土206	有料公園施設等の利用の許可申請に関する事 (広島県立みよし公園)	広島県立みよし公園管理運営規則4条				
	土207	利用許可の取消し又は利用の制限に関する事 (広島県立みよし公園)	広島県立みよし公園管理運営規則10条				
	土208	入園拒否に関する事 (広島県立みよし公園)	広島県立みよし公園管理運営規則13条1項				
	土209	退去命令に関する事 (広島県立みよし公園)	広島県立みよし公園管理運営規則13条2項				
	土210	損害賠償に関する事 (広島県立みよし公園)	広島県立みよし公園管理運営規則14条1項				
	土211	広島県立みよし公園の維持修繕に関する事	委任規則7 82				
	土212	広島県立びんご運動公園の維持修繕に関する事	委任規則7 82				
下水道の管理	土213	下水道法の事業認可の指導に関する事	下水道法3条				
	土214	流域下水道事業に関する事(管理課の所掌に属するものを除く。)	下水道法25条2項 行政組織規則26, 26-5, 26-6				指定管理者制度等を活用。行政決定権限は県実施。
	土215	流域下水道の維持補修に関する事	下水道法25条2項 行政組織規則26, 26-5, 26-6				
	土216	流域下水道の管理に関する事	下水道法25条2項 行政組織規則26, 26-5, 26-6				

事務事業仕分表(土木建築部 公共)

項目	事務内容	仕分け		備考	
		権限移譲	県実施		
地域の生活基盤に関する事務					
- 2 交通基盤の整備に関する事務					
道路・街路の整備, 維持及び管理	土木公共- 1	指定区間外国道及び県道に係る通行制限・禁止等法令に基づく管理			道路管理者である県で実施する。
	土木公共- 2	指定区間外国道及び県道に係る維持修繕(別途, 県が具体的な範囲を定める)			事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し, 市町の規模・能力を勘案しながら, 計画期間を通じて移譲を進める。具体には, 管理権を伴う業務や予算の一元的な管理を必要とする工事等を除き, 市町による事業実施を進めていく。
	土木公共- 3	指定区間外国道及び県道に係る道路事業(設計・積算や用地買収・補償等を含む)道路事業(単県: 国補と関連したもの等を除く)道路事業(国補)及び国補と関連した単県道路事業			事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し, 市町の規模・能力を勘案しながら, 計画期間を通じて移譲を進める。具体には, 単県道路事業について, 路線の性格, 各種プロジェクトとの関連性, 技術的難易度等を勘案しながら, 市町による事業実施を進めていく。県で実施する。
	土木公共- 4	指定区間外国道及び県道に係る災害復旧			道路管理者である県で実施する。
	土木公共- 5	市町工事の指導, 補助金の交付申請書・実績報告書等の審査, 報告の徴収, 検査等			県で実施する(市町指導・助言事務については, 県の関与は段階的に縮減する)。
港湾の整備, 維持及び管理 県管理地方港湾	土木公共- 6	占用許可等法令に基づく管理 地域的に利用される地方港湾 広域的に利用される地方港湾 栈橋や旅客施設の管理, 使用料の徴収等は, 事務委託により市町に移譲済み			・地域的に利用されるものと広域的に利用されるものを整理する(以下, 同じ)。 施設整備が必要なものを除き, 計画期間を通じて管理者の変更を進めていく(管理者変更までの間は, 事務委託で市町に委託したものは市町, その他は県で実施する)。 港湾管理者である県で実施する。
	土木公共- 7	地方港湾の維持修繕 地域的に利用される地方港湾 広域的に利用される地方港湾 市町に事務委託した施設の1件百万円未満の維持修繕は市町に移譲済み			管理者変更により移譲する 管理者変更までは原則として県で実施するが, 港湾土木技術の特殊性等を踏まえながら, 可能なものについては事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用して市町による事業実施を進めていく。 港湾管理者である県で実施する。
	土木公共- 8	地方港湾の施設整備(単県, 国補) 地域的に利用される地方港湾 広域的に利用される地方港湾			管理者変更により移譲する 管理者変更までは原則として県で実施するが, 単県施設整備については, 港湾土木技術の特殊性等を踏まえながら, 可能なものについては事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用して市町による事業実施を進めていく。 港湾管理者である県で実施する。
	土木公共- 9	地方港湾の災害復旧 地域的に利用される地方港湾 広域的に利用される地方港湾			管理者変更により移譲する(管理者変更までは, 県で実施する)。 港湾管理者である県で実施する。

事務事業仕分表(土木建築部 公共)

項目	事務内容	仕分け		備考
		権限移譲	県実施	
地域の生活基盤に関する事務				
- 3 住民の生命財産保全に関する事務				
海岸保全区域の管理及び海岸保全施設の整備、維持及び管理 地方港湾の港湾海岸	土木公共-10	港湾区域内の海岸保全区域における占用許可、工事原因者への工事命令等法令に基づく管理 地域的に利用される地方港湾の区域内 広域的に利用される地方港湾の区域内		施設整備が必要なものを除き、計画期間を通じて、港湾管理者変更と一体に海岸管理者の変更を進めていく（管理者変更までの間は、県で実施する）。 海岸管理者である県で実施する。
	土木公共-11	港湾区域内の海岸保全施設の維持修繕 地域的に利用される地方港湾区域内 広域的に利用される地方港湾区域内		港湾管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する 管理者変更までは、原則として県で実施するが、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用して市町による事業実施を進めていく。 海岸管理者である県で実施する。
	土木公共-12	港湾区域内の海岸保全施設の施設整備 地域的に利用される地方港湾区域内 広域的に利用される地方港湾区域内		港湾管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する（管理者変更までは、原則として県で実施する）。 海岸管理者である県で実施する
	土木公共-13	港湾区域内の海岸保全施設の災害復旧 地域的に利用される地方港湾区域内 広域的に利用される地方港湾区域内		港湾管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する（管理者変更までは、県で実施する）。 海岸管理者である県で実施する。
海岸保全施設の整備、維持及び管理 建設海岸	土木公共-14	海岸保全区域（旧建設省所管分）に係る占用許可、工事原因者への工事命令等法令に基づく管理		施設整備が必要なものを除き、海岸法5条2項の適用方法等を検討し、計画期間を通じて管理者変更を進めていく（管理者変更を行うまでの間は、県で実施する）。
		海岸保全区域（旧建設省所管分）に係る 占用許可等日常的管理 工事原因者への工事命令等		海岸法5条2項による管理者変更を行うまでの間においても、海岸法5条6項により移譲可能な事務は権限移譲を進めていく。 管理者変更までの間は、県で実施する（海岸法5条6項、海岸法施行令1条の4により移譲できない事務）
	土木公共-15	海岸保全区域（旧建設省所管分）内の海岸保全施設の維持修繕		管理者変更により移譲する。 管理者変更までは、原則として県が実施するが、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用した市町による事業実施を進めていく。

事務事業仕分表(土木建築部 公共)

項目		事務内容	仕分け		備考
			権限移譲	県実施	
	土木公共-16	海岸保全区域(旧建設省所管分)内の海岸保全施設の施設整備			管理者変更により移譲する(管理者変更までは、原則として県で実施する)。
	土木公共-17	海岸保全区域(旧建設省所管分)内の海岸保全施設の災害復旧			管理者変更により移譲する(管理者変更までは、県で実施する)。
海岸保全施設の整備, 維持及び管理 一般公共海岸	土木公共-18	一般公共海岸区域に係る占用許可等法令に基づく管理			海岸法37条の3第3項による海岸管理者の変更を進めていく(管理者変更までは、県で管理する)。
河川の整備, 維持及び管理	土木公共-19	占用許可・工作物設置許可等法令に基づく管理			河川管理者である県で実施する。なお、河川敷の利用については、市町の包括占用許可制度の利用を促進していく。
	土木公共-20	維持修繕 市町の区域内で水系が完結する2級河川 1級河川の県管理区間及び水系が市町の区域を越える2級河川			事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて移譲を進める。 具体には、床止工等の重要構造物の補強・補修工事を除き、市町による事業実施を進めていく。 河川管理者である県で実施する。
	土木公共-21	河川改良等の工事実施 市町の区域内で水系が完結する2級河川 1級河川の県管理区間及び水系が市町の区域を越える2級河川			事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて移譲を進める。 具体には、単県事業のうち、一定の計画に基づくものを除き、護岸補強等の工事について、市町による事業実施を進めていく。 河川管理者である県で実施する。
	土木公共-22	災害復旧			河川管理者である県で実施する。
	土木公共-23	市町工事の指導, 補助金の交付申請書・実績報告書等の審査, 報告の徴収, 検査等			県で実施する。

事務事業仕分表(土木建築部 公共)

項目		事務内容	仕分け		備考
			権限移譲	県実施	
砂防施設の整備, 維持及び砂防指定地の管理	土木公共-24	砂防指定地内の許認可等法令に基づく管理			指定地内における占用許可等の管理権限については, 国に対する制度改正の提案を行うとともに, 県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い, 計画期間を通じて, 移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。
	土木公共-25	砂防施設の維持修繕			砂防法9条は市町による工事請負を禁止しており, 県で実施する。 今後, 県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い, 国に制度改正を提案していく。
	土木公共-26	砂防施設の施設整備(単県, 国補)			砂防法9条は市町による工事請負を禁止しており, 県で実施する。 今後, 県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い, 国に制度改正を提案していく。
	土木公共-27	砂防施設の災害復旧			砂防法9条は市町による工事請負を禁止しており, 県で実施する。 今後, 県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い, 国に制度改正を提案していく。
急傾斜地崩壊防止施設の整備, 維持及び指定地の管理	土木公共-28	急傾斜地崩壊危険区域の指定及び指定地内の許認可等法令に基づく管理			指定区域内における占用許可等の管理権限については, 国に対する制度改正の提案を行うとともに, 県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い, 計画期間を通じて, 移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。
	土木公共-29	急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕			事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し, 市町の規模・能力を勘案しながら, 計画期間を通じて移譲を進める。具体的には, 技術的に難易度の高い修繕工事を除き, 市町による事業実施を進めていく。 今後, 市町による事業実施の拡大について検討を行い, 国に制度改正を提案していく。
	土木公共-30	急傾斜地崩壊防止施設の施設整備(国補)			県で実施する。なお, 本県では単県事業を行っていないが, 市町事業に対する単県補助制度を設けており, この補助制度を利用した市町による事業実施を進めていく。 今後, 市町による事業実施の拡大について検討を行い, 国に制度改正を提案していく。
	土木公共-31	急傾斜地崩壊防止施設の災害復旧			県で実施する。 今後, 市町による事業実施の拡大について検討を行い, 国に制度改正を提案していく。
	土木公共-32	市町工事の指導, 補助金の交付申請書・実績報告書等の審査, 報告の徴収, 検査等			県で実施する。

事務事業仕分表(土木建築部 公共)

項目		事務内容	仕分け		備考
			権限移譲	県実施	
地すべり防止施設の整備、維持及び指定地の管理	土木公共-33	地すべり防止区域内の許認可等法令に基づく管理			指定地内における占用許可等の管理権限については、国に対する制度改正の提案を行うとともに、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、計画期間を通じて、移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。
	土木公共-34	地すべり防止施設の維持修繕			技術的に難易度の高い工事であり、当面県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。
	土木公共-35	地すべり防止施設の施設整備 (単独, 国補)			技術的に難易度の高い工事であり、当面県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。
	土木公共-36	地すべり防止施設の災害復旧			技術的に難易度の高い工事であることから、当面県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。
ダム建設 ダム管理	土木公共-37	<ul style="list-style-type: none"> ・梶毛ダムの建設工事 ・福富ダムの建設工事 ・仁賀ダムの建設工事 ・野間川ダムの建設工事 ・山田川ダムの建設工事 			技術的に難易度の高い工事であり、県で実施する。
	土木公共-38	<ul style="list-style-type: none"> ・魚切ダムの管理 ・野呂川ダムの管理 ・椋梨ダムの管理 ・四川ダムの管理 			管理に高度な技術を要することから、県で実施する。